

## 沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付要綱

令和6年3月28日府沖振第92号

### (通則)

第1条 沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、沖縄県内の住民、訪れる方及び地域企業等の参加による交通サービスデザイン等に基づく公共交通転換・交通利用環境改善の取組に要する経費の一部を支援することにより、沖縄の持続可能な交通環境構築に向けた取組を促進することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）は、沖縄県内の地方公共団体、沖縄県内の交通事業者又は沖縄県内の交通事業者と連携した民間団体（以下「補助事業者」という。）が次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として沖縄総合事務局長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。

- (1) 沖縄県内の住民等との対話等の手法を用いた交通計画・まちづくり等の策定に係る事業
  - (2) 沖縄県内における公共交通利用環境改善のための計画策定・実証事業
- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、次の各号に掲げる事業等は、原則として、補助金を充てることはできないが、補助事業の実施に当たり必要不可欠である等の特段の事情が認められる場合は、この限りでない。なお、国庫補助事業等の地方負担分へ充当する事業、公共事業関係費をもって実施することができる事業及び公債費は、本補助金の交付対象としない。
- (1) 職員人件費や旅費等の事務費、公用施設の施設整備費、修繕費、維持管理費など地方公共団体が通常必要とする行政運営に必要な経費
  - (2) 保証金及び出捐金
  - (3) 個人・法人の負担に充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業  
又は事務（現金給付を含む。）
  - (4) 基金の造成費

(5) 別途国の負担又は補助を得て実施することができる事業

- 3 地方公共団体における補助対象経費は、補助事業等に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用とする。
- 4 補助事業者が交通事業者又は交通事業者と連携した民間団体の場合における補助対象経費の区分は別表のとおりとする。
- 5 補助率は、10分の8とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に沖縄総合事務局長が定める書類を添えて、沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 沖縄総合事務局長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 前条第1項の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 沖縄総合事務局長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 沖縄総合事務局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に沖縄総合事務局長に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を沖縄総合事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 沖縄総合事務局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託し、又は第三者と共同して実施すること（以下「委託等」という。）を必要とする場合は、実施に関する契約を締結し、沖縄総合事務局長に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前二項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため、必要な調査に協力を求めるための措置をとらなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、内閣府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、沖縄総合事務局長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 沖縄総合事務局長は、補助事業者が前項本文の規定に違反して、内閣府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は、沖縄総合事務局長から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

6 前各項の規定は、第2項の第三者が更に委託等を行うなど複数の段階で委託等が行われる場合も、同様に取り扱うものとする。この場合において、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

**第9条** 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を沖縄総合事務局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 沖縄総合事務局長が第13条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が沖縄総合事務局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、沖縄総合事務局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が沖縄総合事務局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 沖縄総合事務局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 沖縄総合事務局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、沖縄総合事務局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、内閣府沖縄総合事務局総務部長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （事故の報告）

**第10条** 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を沖縄総合事務局長に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （状況報告）

**第11条** 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、沖縄総合事務局長の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前二項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、当該補助事業に係る収入がある場合には、当該収入を補助事業に要する経費及び補助対象経費から減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第13条 沖縄総合事務局長は、前条第1項又は第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 沖縄総合事務局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

第14条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書を内閣府沖縄総合事務局総務部長に提出しなければならない。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに沖縄総合事務局長に報告しなければならない。

- 2 沖縄総合事務局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 沖縄総合事務局長は、第7条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく沖縄総合事務局長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 沖縄総合事務局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 沖縄総合事務局長は、第1項第1号から第3号までの理由により交付の決定を取消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 沖縄総合事務局長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるとときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、沖縄総合事務局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業等の完了後においても沖縄総合事務局長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年5月27日府会393号）」の内閣総理大臣を沖縄総合事務局長に読み替えて適用する。

（補助金調書）

第20条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第11による補助金調書を作成しておかなければならぬ。

（情報管理及び秘密保持）

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第22条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならぬ、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（指導監督等）

第23条 沖縄総合事務局長は、補助事業者による本事業の実施に関し、必要に応じて本要綱に基づき指導監督を行う。

- 2 補助事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく沖縄総合事務局長に報告及び相談を行う。
- 3 沖縄総合事務局長は補助事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- 4 補助事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに沖縄総合事務局長に報告するものとする。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府沖縄振興局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人の場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のあるもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。

##### （1）補助事業者として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### （2）補助事業者として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を取引の相手方としません。

3. 取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。

別表

補助金の名称	補助対象経費の区分	内 容	補助率
沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金	人件費	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当	8／10
	物品費	補助事業の実施に必要な物品等の購入、設置・据付等に要する経費	
	実証等経費	補助事業の実施に係る諸経費（旅費、会議費、賃借料、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費（通信費、消耗品等）、外注費・委託費）	

(様式第1)

番号  
年月日

内閣府沖縄総合事務局長 あて

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

### 令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付申請書

令和〇年度において、沖縄持続可能な交通環境構築推進事業を下記のとおり実施したいので、沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき申請します。

#### 記

##### 1. 事業の目的

##### 2. 交付申請金額

交付申請金額（千円）

##### 3. 交付対象事業の開始（予定）日

令和 年 月 日

##### 4. 交付対象事業の完了予定日

令和 年 月 日

（注）添付資料として「事業計画」、その他参考となる資料及び内容、積算にかかる資料を添付すること。

## (別紙)交付要綱様式第1の2

(内訳)

経費区分	細目	数量	単位	単価 (円)	補助事業に要する経費 (円)	補助対象 経費 (円)	単価 根拠
合計	—	—	—	—			—

※金額は税込とする。

※行が不足する場合は適宜追加すること。

(様式第2)

番号  
年月日

補助事業者 あて

内閣府沖縄総合事務局長

令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇号をもって申請のありました令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇号で申請のありました令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。

## (別紙)交付要綱様式第2の2

(内訳)

経費区分	細目	数量	単位	単価 (円)	補助事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	単価 根拠
合計	—	—	—	—			—

※金額は税込とする。

※行が不足する場合は適宜追加すること。

(様式第3)

番 号  
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 あて

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金計画変更（等）承認申請書

沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更を必要とする理由

3. 変更後の補助金の配分額（新旧対比）

別紙（交付要綱様式第3の2）のとおり

4. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

## (別紙) 交付要綱様式第3の2

交付申請金額（千円）

(内訳)

補助金の交付決定により通知された経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

経費区分	細目	数量	単位	単価 (円)	補助事業に要する経費 (円)	補助対象 経費 (円)	単価 根拠
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
		( )		( )	( )	( )	
合計	—	—	—	—	( )	( )	—

※金額は税込とする。

※行が不足する場合は適宜追加すること。

(様式第4)

番号  
年月日

内閣府沖縄総合事務局長 あて

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金事故報告書

沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事業の進捗状況
2. 事故発生までに要した経費
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置

（注）事故の原因たる事実を明らかにする資料を添付すること。

(様式第5)

番号  
年月日

内閣府沖縄総合事務局長 あて

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業補助金状況報告書

沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助事業の収支の状況

3. その他参考となる事項

(様式第6)

番号  
年月日

内閣府沖縄総合事務局長 あて

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

### 令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金実績報告書

沖縄持続可能な交通環境構築推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

#### 1. 事業の実施期間

令和 年 月 日着手  
令和 年 月 日完了

#### 2. 事業の成果

#### 3. 交付決定の額及びその精算額

交付決定額	精算額	差引

#### 4. 添付書類

- (1) 交付対象経費収支精算書及び支出済額明細書
- (2) 交付対象事業等の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

(様式第7)

番 号  
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 あて

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金精算（概算）払請求書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇号で交付決定のあった沖縄持続可能な交通環境構築推進事業において、沖縄持続可能な交通環境構築推進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。
3. 添付資料  
今回請求額の積算内訳を記載した書類。

(様式8)

番号  
年月日

内閣府沖縄総合事務局長 あて

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

令和〇年度消費税及び地方交付税額の額の確定に伴う報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇号で交付決定のあった沖縄持続可能な交通環境構築推進事業において、沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第13条第1項による額の確定額）

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（A）

円

3. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（B）

円

4. 補助金返金相当額（B-A）

円

（注）別紙として、積算の内訳を添付すること。

(様式第9)

令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金  
取得財産等管理台帳（令和〇年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- （注） 1. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。  
2. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第10)

令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金  
取得財産等明細表（令和〇年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考
計									

- （注） 1. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。  
2. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第11)

令和〇年度沖縄持続可能な交通環境構築推進事業費補助金調書

内閣府所管

補助事業者名 \_\_\_\_\_

(単位：千円)

国			地方公共団体								備考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額		

記載要領 1. 「科目」は、款、項、目、節に区分して記入すること。

2. 「予算規模」は歳入にあたっては当初予算額、追加更生予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、追加更生予算額、流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。

3. 「備考」は、当該補助金に係る確定額その他参考となるべき事項を適宜記載すること。